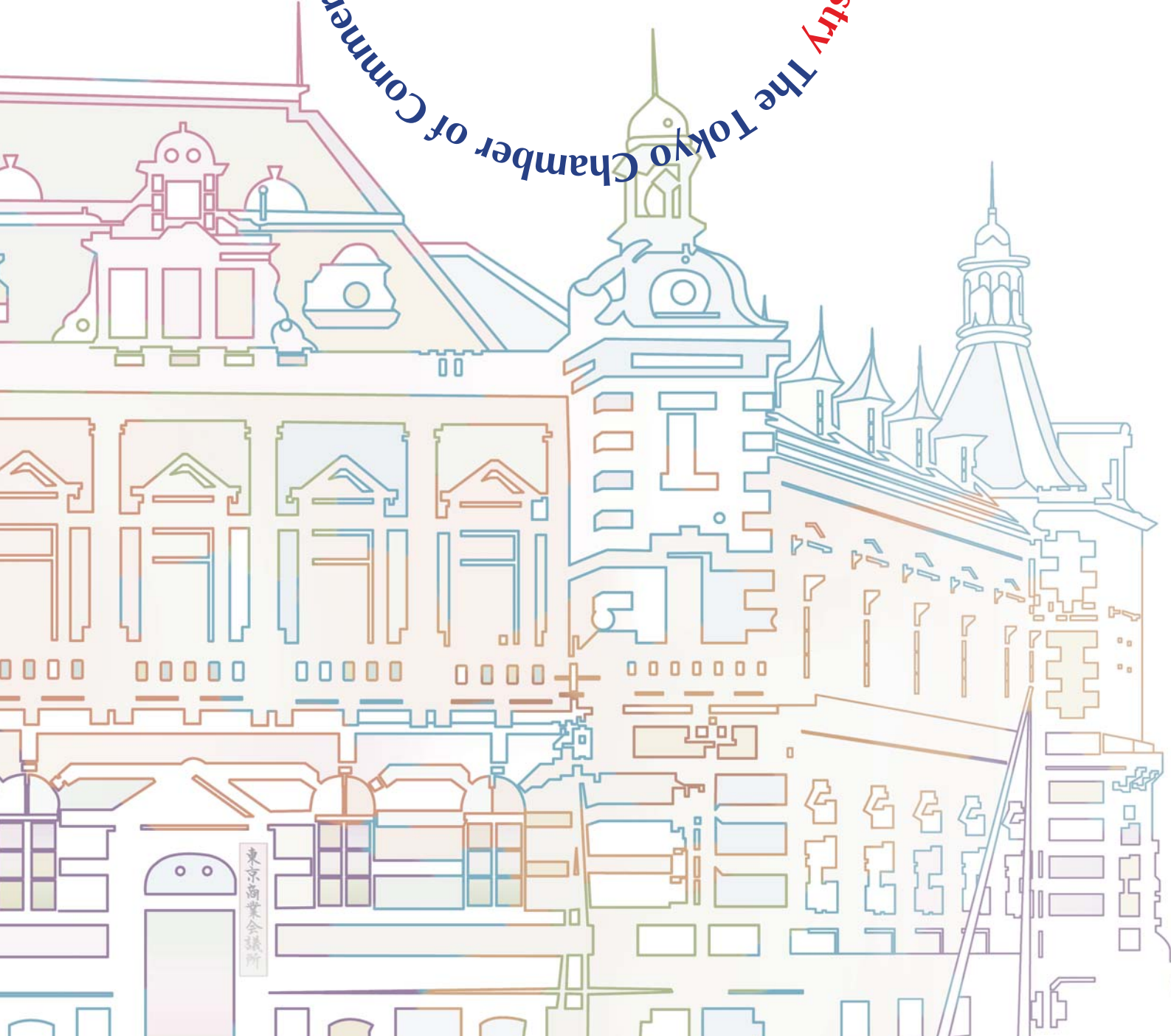


The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

企業行動規範

第3版





画像提供：渋沢史料館

目 次

改定にあたって	3	個別企業における取り組みについて	10
企業行動規範	4～5	・ 行動規範作成の手順 ・ 実践のポイント	
解説	6～9	参考	11
		・ ISO26000とは ・ 特に留意すべき日本の法令	

この企業行動規範は、会員企業の企業行動のあり方の「道しるべ」として、東京商工会議所が作成したものです。

改定にあたって

日本資本主義の生みの親であり、東京商工会議所の創立者でもある渋沢栄一翁は、経営哲学として、「道德経済合一説」（仁義道德と生産殖利とは元来ともに進むべきもの）を提唱されたが、この精神は、今日の東京商工会議所会員の企業行動原理として、すべからく受け継がれるべきものである。そもそも、自由活発な市場経済は、法令の遵守や倫理的な行動を前提として成り立ち、機能するものであり、渋沢翁の経営哲学は企業行動の基本理念として共通不変の規範であるといえる。

急速にグローバル化が進む今日では、さまざまな社会的問題が深刻化している。これらを解決するキーワードが「社会の持続可能な発展」であり、すべての個人・組織が担うべき「社会的責任」である。なかでも企業は、経済社会のなかで所得と雇用を生み出すとともに、社会および環境への影響の大きさから、持続可能な社会への積極的な貢献が求められており、社会的責任に基づいた経済活動が必須となっている。

2010年11月のISO26000[※]の発行、2012年3月のJIS-Z26000の発行を機に、東京商工会議所も「世界の一員」との認識から、ISO26000・JIS-Z26000にて掲げられた社会的責任の中核主題を念頭に、東京商工会議所企業行動規範を見直すこととした。会員企業各位の「企業の社会的責任(CSR)」への一層の理解と、CSR実践への取り組みを願うものである。

2013年3月

(※) ISO26000については、11ページを参照

企業行動規範

企業は、人権の尊重、法令・国際ルールへの遵守はもとより、高い倫理観を持った事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献することが求められています。
本企業行動規範は、会員企業がその実現のために遵守すべき事項を定めたものです。

1. 法令の遵守



あらゆる企業活動の場において、法令を遵守し、社会倫理に適合した良識ある活動を行う。

2. 人権の尊重



各人の人権を尊重するとともに、人種・民族・宗教・国籍・社会的身分・性別・年齢・障がいの有無などによる差別を排除する。

3. 環境への対応



低炭素社会・循環型社会に資する企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与するとともに、生物多様性保全にも配慮する。

4. 従業員の就業環境整備



従業員の多様性・人格・個性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境をつくる。

5. 顧客・消費者からの信頼獲得



顧客・消費者のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理する。

あわせて顧客・消費者の声を真摯に受け止め、適正に対応することで顧客・消費者の信頼を獲得する。

6. 取引先との相互発展



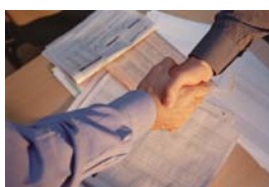
公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展を図る。

7. 地域との共存



地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。

8. 出資者・資金提供者の理解と支持



公正かつ透明性の高い企業経営により、出資者や事業資金の提供者の理解と支持を得る。

9. 政治・行政との健全な関係



政治・行政とは健全かつ透明な関係を維持し、癒着を絶ち、公正に活動する。

10. 反社会的勢力への対処



社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

解説

1. 法令の遵守

- 法令遵守は企業が事業活動を行うにあたっての前提であるとともに、企業が最低限守るべき“義務”でもあります。したがって、企業が法令に反する行為を行えば社会的存在として認められないということであり、そのことをまず十分に認識しておく必要があります。法令遵守は、すべての企業行動の基本に置くべき項目といえます。
- 法令といっても、事業者であればすべて適用を受けるものから、それぞれの業種・事業内容ごとに適用されるものまでさまざまです。自社に適用される法令とその内容・改廃等を点検・再確認しておく必要があります。
- 法令遵守を確実にするためには、その責任者を明確にしておくとともに、自社の実情に応じたかたちで、社内規定やマニュアル等を作成・整備し、啓発・教育活動を通じて社内へ浸透させていくことが望まれます。
- 法令以外の社会的ルール・商慣習などについても、事業活動にあたっては法令に準じて尊重し、対応していく必要があります。ただし、これはあくまで公正なルール・公正な商慣習であることが前提です。昔からの商慣習等であっても、公正なものといえるのか、現在の法令の条項あるいは趣旨に合致しているのかを絶えず検証していくことが求められます。

2. 人権の尊重

- 人権は、すべての人に与えられた基本的権利であり、普遍的かつ不可分な権利です。企業活動に関係する社内外の人々の人権を尊重し、直接的な人権侵害のみならず、間接的な影響にも配慮した行動が求められています。人種・民族・宗教・国籍・社会的身分・性別・年齢・障がいの有無などによる差別を排除する企業風土をつくりあげる努力が必要です。また、児童労働や不当な労働条件下での労働（強制労働など）、ハラスメントなどが行われない仕組みづくりと監視制度を持つことなどが求められています。
- 昨今では、多くの企業でセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどの問題が起きています。こうしたハラスメントを受ける側の立場から見れば、その人の人格・人権が踏みにじられる行為であることを強く認識し、こうした行為を排除しなくてはなりません。
- 発展途上国においては、当該国の法整備や法令遵守が十分に行われていないことなどから、知らず知らずのうちに人権が侵害されていることがあります。海外に拠点・取引先を持つ企業においては特に、自組織や関連組織、取引先・調達先等が人権の侵害を行っていないか十分に注意する必要があります。
- 法令に反する行為やハラスメントを含む人権を侵害する行為などの早期発見と問題解決のためには、内部通報窓口の設置が有効であると考えられています。

3. 環境への対応

- 環境への配慮が欠けた事業活動により、これまで大気汚染・水質汚濁などさまざまな環境問題が引き起こされてきました。そのため、現在では環境への負荷をできる限り削減するような事業活動を行うことが、環境と共存していくうえでの義務と認識されてきています。したがって、まず自社の事業が環境に与えている影響を改めて確認するとともに、悪影響を極力減らすように事業活動を見直していくことが大切です。
- 環境対策としては、まず省エネルギー・省資源や3R (Reduce〔廃棄物の発生抑制〕・Reuse〔再使用〕・Recycle〔再生利用〕) による廃棄物の削減が考えられます。これら基本的な対応策に取り組むことで、「循環型社会の形成」に貢献していくことが可能となります。
- また、環境にやさしい商品・サービスを提供する工夫や、環境技術の研究・開発に積極的に取り組むこと、グリーン購入 (環境負荷ができる限り少ない製品・サービスの調達) を行うことも、身近な方法の一つです。
- さらに、最近の重大な環境問題とされている地球温暖化対策や有害な化学物質の管理についても、積極的に対応していく必要があります。これらに対しては、自主基準・目標を掲げて推進するなどの方法が考えられます。
- 生物多様性への配慮も重要課題の一つです。植樹や河川の清掃など、生態系の保全や緑化活動等に企業として取り組むことは大切なことです。また、従業員による自主的なボランティア活動への参加に対して、支援・奨励制度等を整備することも有効な方策です。

4. 従業員の就業環境整備

- 従業員 (パートタイマー等を含む) は企業の重要な経営資源です。従業員を「顧客」「取引先」と同様に、重要なステークホルダーと捉え、職場環境の整備や、公平な評価・処遇をはじめとする十分な対応を行い、従業員と共に企業の成長を図るよう考えることが大切です。
- 従業員が仕事を通じて自己の能力を存分に発揮し、職場を自己実現の場と感ずることができるよう、安全で働きやすい職場環境を整えます。このことが、従業員に企業の一員として連帯感・責任感を持たせることとなり、組織力の一層の強化による企業業績の発展にもつながります。
- 積極的にコミュニケーションの機会を設けて、従業員の声を聞くことも必要です。最近特に増えているメンタルヘルスの問題に対しても、コミュニケーションを通じて個々人の状況などを把握することで、早めの対応が可能となります。
- 育児や介護等に係る支援制度をつくることも、従業員の就業環境整備としての有効な方策といえます。

解説

5. 顧客・消費者からの信頼獲得

- 顧客・消費者を満足させ、信頼を獲得するためには、提供する商品・サービスについて適正な表示を行い、品質の維持・向上に努めるなど、品質保証について万全を期さなければなりません。
- また、顧客・消費者に商品・サービスの内容についての正確な情報を提供して、正しい選択ができるようにし、苦情・要望等に対しても即座に適切な対応ができる窓口などの体制を整えておくことも大切です。
- 万一、商品・サービス内容等に欠陥・問題が発生した場合には顧客・消費者の安全・安心を最優先させ、迅速に適切な措置をとります。さらに、再発防止を図る観点から、商品・サービスの不具合やトラブル等の十分な事実確認を行い、その事実について社内の関係部署に速やかにフィードバックができる仕組み(体制)をつくっておくことが望まれます。
- 一般的に、事業活動において収集した顧客情報は個人情報となります。個人情報保護法を踏まえた的確な情報管理が必要です。

6. 取引先との相互発展

- 取引先とは、自由で公正な取引ルールを尊重して、契約等に従った誠実な取引を行い、円滑な取引関係を築くことが必要です。
- さらに、円滑な取引のため、取引上必要と思われる情報については、状況に応じて提供するなどの意思疎通にも努めて、日頃から信頼関係を深めておくことも求められます。
- 談合・価格調整・優越的地位の濫用などの不正な取引については、徹底して排除しなければなりません。
- 取引先に関わる情報を収集する必要がある場合には、法令遵守の観点から、適切な手段・方法により実施して、取引先の企業秘密・知的財産権の侵害にならないように配慮します。また、入手した企業情報については漏えいなどが起きないように確実な管理を行います。

7. 地域との共存

- 地域社会と企業との関係は切り離せないものであり、企業は地域コミュニティと良好な関係を築き、維持していく必要があります。そのためには、地域の歴史・文化・慣習などを理解・尊重していくことが大切です。地域社会への十分な理解を踏まえた企業活動を行うことで、地域社会との共存共栄を図ることが求められます。
- 地域社会での具体的な活動・取り組みとしては、地域行事等の地域活動への参加や、行政・経済団体と協力した地場産業の活性化・景観保全など、地域経済の発展に貢献できる事業活動に積極的に取り組むことがあげられます。
- さらには、地域社会の諸問題の解決に向けた取り組みとして防災活動、治安・交通安全対策活動等への参加もあります。

- 中小企業では、地域社会との関係において既に取り組んでいる事項も多く、それらのなかには地域社会のなかで重要な役割を担っているケースもあります。こうした取り組みを確実に実施していくためにも、これまでの活動を十分に振り返りながら、継続するもの・新たに拡充を図っていくべきものなどに整理して、それを今後の取り組みの拡大につなげていくことが望まれます。

8. 出資者・資金提供者の理解と支持

- 必要な事業資金を必要なタイミングで確保できることが、健全な企業経営を行ううえでは不可欠です。円滑な資金調達を図るためにも、出資者や金融機関等の資金の借入先などに対して、自社の事業活動に対する理解を得ることで信頼関係を築くよう努めなければなりません。
- 良好な信頼関係をつくるには、公正で透明性の高い経営を行うことが大切ですが、それにはまず適正な会計処理を行い、財務・税務会計の正確性や信頼性を確保することが第一です。そのうえで、財務情報を主とする事業実績や事業計画などについて適時・的確に説明を行い、自社に対する信頼・支持を得て安定的に資金提供が得られるような関係を築き上げておくことが重要です。
- また、出資者や借入先等からは、企業経営における経営者の個人的資質を問われる場面もあることから、日頃から自社に対する信頼とともに、経営者自身の個人的信頼を獲得しておくことも大切です。
- さらに、経営者は会社経営を任されている立場にあるとの自覚を持って、出資者などへの公正な利益還元を念頭に置いた、誠実な経営を心掛けていくことが必要です。

9. 政治・行政との健全な関係

- 贈賄や違法な政治献金・寄付金・利益供与などの不正な行為は排除し、政治資金規正法・公職選挙法等を遵守しなければなりません。
- 行政との関係では、国家公務員倫理法等に対する理解を深め、その遵守に協力することが大切です。
- また、過剰な接待等の癒着や、公正さを欠く行為についても禁止し、社内で周知徹底を図っておくことが必要です。

10. 反社会的勢力への対処

- 総会屋・暴力団などの反社会的勢力や団体に対しては「おそれない」「金を出さない」「利用しない」「交際しない」の原則を徹底し、あらゆる関係を絶つことが不可欠です。
- また、企業のトップは、反社会的勢力との関係は断固として排除する決意を社内外に明らかにし、危機管理を自らの役割と認識して対応する必要があります。

個別企業における取り組みについて

行動規範作成の手順

Step 1

企業行動規範を参照しながら、自社の事業活動に照らして、「既に取り組んでいること」「今後取り組むべきこと」を整理します。

Step 2

Step 1の結果を踏まえ、自社の経営理念との整合性・緊急性・重要性・自社の実情（経営資源・企業体力など）を考慮して、項目ごとに実践的な取り組み内容を決定します。

Step 3

決定した取り組み内容に、経営上大きなリスクへの対応が漏れていないか、実行不可能な内容が含まれていないかチェックします。

Step 4

取り組みを全従業員に周知徹底するために、わかりやすい言葉でまとめ、配布や掲示を行います。

実践のポイント

Point 1

企業経営トップの姿勢

経営者は、行動規範に基づいて、自らが率先して行動し、日頃の言動のなかで、従業員に倫理観を示していく姿勢が大切です。

Point 2

不祥事防止のための体制整備

企業不祥事は発生してからの対応以上に、未然に防ぐことが重要です。良い情報だけでなく悪い情報も、すぐに現場から経営陣に伝わるよう、報告を徹底させ、社内の風通しの良さを確保することが必要です。

Point 3

法令は知らないではすまされない

「法令による規制があることを知らなかった」「違反行為だと認識していなかった」といっても、違法行為が許されるわけではありません。業務上必要な法令を確認・フォローし、マニュアルを作成するなど周知徹底することが重要です。

Point 4

実践は日々の積み重ねが重要

立派な行動規範を作成しても、実践されなければ意味がありません。また、実現状況をフォローし、必要に応じて見直しを行うことも大切です。優先順位やメリハリをつけ、一步一步、着実に実践することが重要です。

参考

ISO26000とは

2010年11月に正式発行された社会的責任に関する国際規格で、名称は「社会的責任に関する手引」(Guidance on Social Responsibility)といます。

先進国から発展途上国までを含む90カ国以上の国と40以上の機関からマルチステークホルダー(政府、産業界、労働団体、消費者団体、NGO、有識者)が議論に参加し、6年間かけてまとめられました。世界的に社会的責任を広める目的で、第三者認証にせず、ガイダンス規格(手引き)としているため、それぞれの組織の状況に合わせて、必要なところを活用すればよいものとされています。また、社会的責任を果たすための7つの原則と7つの中核主題を掲げています。

7つの原則

- 1. 説明責任** (組織は、自らの活動によって社会および環境に与える影響について説明責任を負うべきである。)
- 2. 透明性** (組織は、社会および環境に影響を与える意思決定や活動について透明性を保つべきである。)
- 3. 倫理的な行動** (組織は、倫理的に行動すべきである。)
- 4. ステークホルダーの利害の尊重** (組織は、自らのステークホルダーを尊重し、配慮して対応すべきである。)
- 5. 法の支配の尊重** (組織は、法の支配を尊重し、遵守することが義務である。)
- 6. 国際行動規範の尊重** (組織は、国際行動規範を尊重すべきである。)
- 7. 人権の尊重** (組織は、人権を尊重し、その重要性および普遍性の両方を認識すべきである。)

7つの中核主題

- 1. 組織統治** (他の6つの中核主題の土台。組織として有効な意思決定の仕組みを持つことが望まれている。)
- 2. 人権** (取り組み例：差別の無い雇用、人権教育、障がい者雇用 など。)
- 3. 労働慣行** (取り組み例：職場環境の改善、人材育成、ワーク・ライフ・バランス推進 など。)
- 4. 環境** (取り組み例：省エネルギー・省資源、CO2削減、生物多様性保全活動 など。)
- 5. 公正な事業慣行** (取り組み例：独占禁止法などの関係法令教育、内部通報窓口の設置 など。)
- 6. 消費者課題** (取り組み例：積極的な製品情報開示、消費者とのコミュニケーション強化、エコ製品製造 など。)
- 7. コミュニティへの参画およびコミュニティの発展** (取り組み例：ボランティア活動、地域を対象とした教育活動 など。)

特に留意すべき日本の法令

会社法、金融商品取引法、独占禁止法、 下請法、外国為替令及び輸出貿易管理令、 不正競争防止法、環境基本法、大気汚染防止法、 水質汚濁防止法、廃棄物処理法、労働基準法、	男女雇用機会均等法、労働安全衛生法、労働者 派遣法、公益通報者保護法、個人情報保護法、 知的財産基本法、消費生活用製品安全法、 景品表示法、製造物責任法 など
--	--

お問い合わせ先

東京商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2

TEL : 03-3283-7644 E-mail : chusho@tokyo-cci.or.jp

URL : <http://www.tokyo-cci.or.jp/>

企業行動規範・第3版

©2013 東京商工会議所 発行所：東京商工会議所 発行人：橋本昌道

※このカバーイラストは、旧東京商工会議所ビル（明治32年～昭和33年）をモチーフとしたものです。

